

近世の 武家文書 を読む

萩藩陪臣の世界

目次

目次 1

解説 2

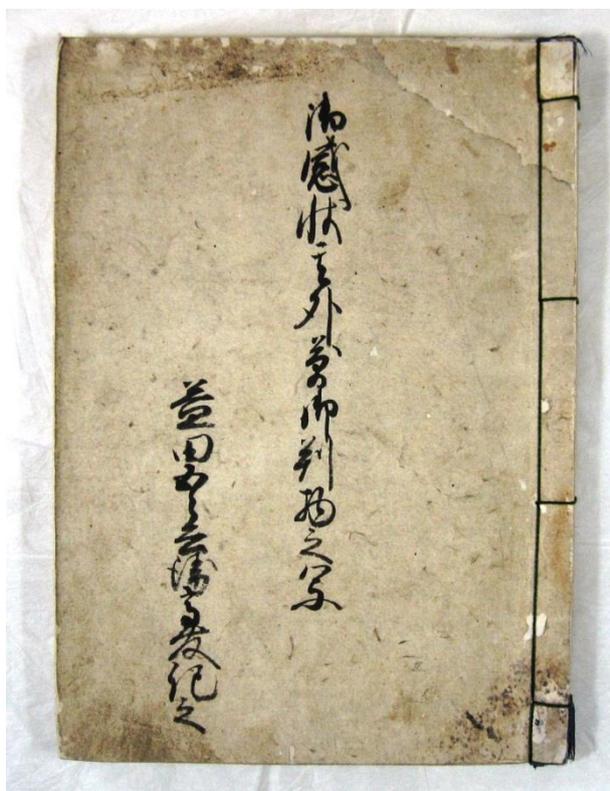
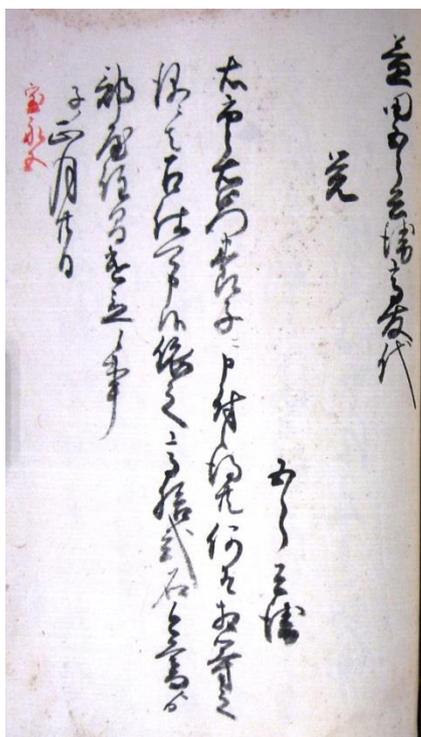
「御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之」收藏文書一覽 6

益田高友家就任役職等一覽 8

関係略系図 9

凡例 10

御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之 11



解説

「御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之」(當舖寄託・益田高友家文書³)は、延享二年(一七四五)九月、萩藩寄組益田家(問田益田家)の家老益田五郎兵衛高友が先祖伝来の文書を書写したものである(六八丁)。

平成27～29年度古文書実践講座第3班は、これをテキストとし、全文を解読した。以下、益田高友家およびこの記録について簡単に述べる。

益田高友家について 益田高友家は藤原姓。中世西石見最大の国人領主であった益田家の分家で、応仁・文明の乱で活躍した益田貞兼の四男兼勝に始まる。戦国期は益田家の親族・家臣として活動し、大内氏やその有力家臣と直接交渉していた。近世に入り、益田元祥の次男景祥が分家(のちの問田益田家)した際に従い、その「家老」となった。この背景には、同家の兼友が文禄元年(一五九二)に朝鮮へ出陣した十六歳の景祥の後見役を務めたと伝えることが関係しているのかもしれない。なお、同家は門名を「端詰」といい、菩提寺は周防国吉敷郡問田(現、山口市問田)の光厳寺(浄土宗)である。

本記録の内容について 近世の武家は、系譜や文書写を様々な契機

でまとめている。萩藩士の場合、享保五～七年(一七二〇～二二)の「閥閥録」や元文期以降(一七三六～)の「譜録」が著名であるが、いわゆる陪臣のものは比較的珍しい。益田高友家の場合、既に前述の「閥閥録」編纂時に伝来文書の写し七点を主家を通じて藩府に提出していることが知られるが(関巻二六八益田織部家来・益田五郎兵衛、本記録をまとめることになった契機は不明である。主家の問田益田家が譜録を提出したのは、元文元年(一七三六)のことであるから、譜録の直接的な影響はあまり想定しにくい。一方高友の代に作成したと思われる系図もあるので(益田高友家文書⁷)、傍系からこの家を継いだ高友には、あるいは自家の歴史に対する興味・関心が高かったのかもしれない。

さて、「御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之」には、延享二年(一七四五)に益田高友家に伝来していた戦国～江戸中期(永正七年(一五一〇)～寛延三年(一七五〇))の文書が書写されている。高友自身による延享二年(一七四五)の奥書があるが、実際には寛延三年(一七五〇)までの文書を含んでいるから、延享二年以降のものは追記されたものであろうか。

今回解読・紹介する収録文書は、後掲『御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之』収録文書一覽」にまとめた通りである。益田高友家の当主ごとに文書が書き写されているが、各当主内での配

列は時系列になっていない。

このうち、最も早いものは、永正七年（一五二〇）十月二十八日、益田宗兼が益田兼勝に石見国美濃郡内の土地の所有を認めた安堵状である（No.1。No.は今回便宜的に付したもの）。

一方、最も遅いものは、寛延三年（一七五〇）十二月廿三日、益田元方・広高が益田高友に宛て、高友の隠居と嫡子言政への継目を承認する旨を伝えた安堵状である（No.96）。

差出人に注目すると、高友家が問田益田家臣になるまでは、益田本家の当主のものが、それ以降は問田益田家当主のものが大部分を占める。

内容的に興味深いものをいくつか例示すれば、

- ① 各地の合戦に参加し、益田家の当主から与えられた感状（No.3
5、17、20、37）
- ② 大内氏やその家臣、尼子氏、毛利氏から出された文書（No.7、
14）
- ③ 平戸の松浦氏との交流を伝える文書（No.15・16）
- ④ 萩藩の寛永検地に伴う知行替の様子がうかがえる文書（No.50・
51）
- ⑤ 問田益田家二代・就固（就利）の性格がうかがえる文書（No.48
49、52、53）

⑥ 問田益田家の具体的な職制がうかがえる文書（No.69、72、74・76
77・79・81・87・88・90）
などがある。

このうち①には、永正十五年（一五二八）に同族で御神本^{みかもと}一族の惣領権を争っていた三隅氏と戦闘を交えた石見国洞明寺合戦に関するもの、近隣の有力国衆で宿敵でもあった津和野の吉見氏との複数合戦に関するもの、毛利氏に服属後の天正十四年（一五八六）に、毛利勢の一角として豊前国宇留津合戦に参戦した時のもの等々が含まれる。なお、これらの文書には、例えば「太刀誅」など、近隣の大名や国衆が出した文書では見受けられない表現が散見されるのが興味深い。

また③は、肥前国平戸（現、長崎県）を本拠とする松浦隆信（一五二九、九一）が、益田氏側からの申し出を受けて、今後は親しくつきあう意思を直接あるいは配下の者を通じて益田兼貴に伝えたものである。この史料は、益田氏が中国や朝鮮などとの国際的な交易にも携わる松浦氏と交流があったことを直接示しており、日本海域の流通経済へ目を向けていた益田氏の海洋領主的な性格がうかがえるものとして、研究史上でも注目されている（シンポジウム「中世山陰の流通と国際関係を考える」〈益田市・益田市教育委員会、二〇一四年〉ほか）。

次に寛永検地は、寛永元々三年（一六二四〜二六）に本藩領・支藩領を問わず防長両国全体を対象として実施されたもので、それをうけて大幅な知行替えが断行された。④はこのときの問田益田家の内情がうかがい知れる文書である。すなわち、問田益田家初代・景祥は、条件の良い場所はすべて配分が決まっており、「もはやぞく（賊）過ての弓たるへく候」（既に手遅れである）との認識を示しながらも、希望が叶うように当職の益田元祥（景祥の実父）や当役の宍道元兼、加判役の清水景治らに働きかけることを家老である益田固政に指示した。問田益田家の希望は、たとえ条件の悪い場所（「悪所」）であっても、ともかく三千六百石の知行地を散在地ではなくまとまった場所で確保するというものであった。ただし、長門国厚狭郡の厚東と吉見（現、宇部市）は、不自由だからとの理由で、たとえ収入が多くても何としても避けたい場所であったようである。景祥は、厚東や吉見へ引越すのは、「いやにて候」・「高麗などへ流され候同前二候」とまで表現し、その忌避ぶりは徹底している。なお、景祥は同じ文書の中で、本家の元堯（景祥の甥に当たる）がうまく対処して十二分な成果をあげたことにも言及している。その背景には、⑤に見えるような跡継ぎの固政に対する不満や齒がゆさが見え隠れする。

問田益田家二代・就固（初名就利）は、自ら「大やう」（ほんやり

）として愚鈍、おおざっぱ）と認める性格の持ち主であった。そのことは父親の景祥や祖父の元祥の立場からすれば、自家を託す資質としては不安材料以外の何物でもなかったようである。そのため、自分たちが切腹した上でないと藩府へ就固の処遇を頼めないとか、就固は二十歳をすぎても「大若子」であるなどといった心情を吐露して、固政に対して就固の補佐を厳命している。特に元祥は、孫の就固を「身もちこんしやう（今生）無之」（この世では身上を保てない）とか「天道にすてられたる物」（天から見離された者）などと酷評している。

このほか、問田益田家の具体的な職制として名称が知られるものに、当役や加判役がある。これらの具体的な職務は詳らかにできないが、萩藩の職制にならったものであろうことは容易に想像できる。また、勤務地によって、当役は、萩当役（No. 74）、在郷当役（No. 78・81）、問田当役（No. 90）などと呼ばわれ、加判役も同様に在郷加判役（No. 74）、問田加判役（No. 79）と称されている。これらも、萩藩の江戸・国元における関係と対比すれば理解しやすい（問田益田家における萩が本藩の江戸、問田や在郷が国元に相当）。なお、高友家当主の各役の在職期間は表2に示したので、そちらを参照されたい。

参考 「御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之」収録文書のうち、兼友の代までのものは、中司健一「山口県文書館寄託『益田高友家文書』中世分の翻刻と紹介」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二五号、二〇一五年)に、慶長六年(一六〇一)以前のものは『中世益田・益田氏関係史料集』(益田市教育委員会、二〇一六年)にそれぞれ翻刻紹介されている。

なお、本記録に関わる史料集として、益田藤兼・元祥関連の文書を厳選して写真・解説つきで翻刻した『史料集 益田藤兼・元祥とその時代 — 益田家文書の語る中世の益田(三) —』(益田市教育委員会、一九九九年)、及び高友家の主家益田家に伝来した文書を翻刻した『大日本古文書 家わけ第二十二 益田家文書』一(東京大学史料編纂所、二〇〇〇年)がある。あわせて参照されたい。

平成27年度古文書実践講座3班 受講生

網野ゆかり・中村はるみ・岡本秀次・山田久子・山元利人・槌田久仁

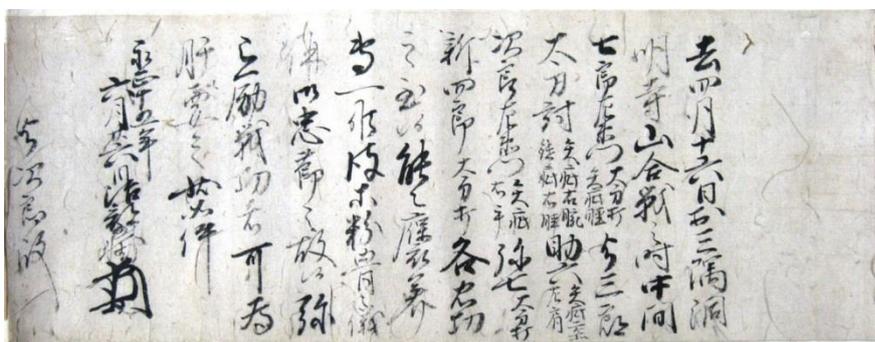
平成28年度古文書実践講座3班 受講生

網野ゆかり・中村はるみ・松永恵子・山田久子・山元利人・槌田久仁

平成29年度古文書実践講座3班 受講生

網野ゆかり・中村はるみ・西村邦子・松永恵子・山田久子・山元利人・槌田久仁

(サポート) 和田秀作・山崎一郎・吉積久年(山口県文書館)



益田宗兼感状

益田高友家文書No. 2 (10の5)

表1 「御感状其外万御判物之写 益田五郎兵衛高友記之」収録文書一覧

No.	当主	年月日	文書名	宛所	頁	正文
1		永正7年10月28日	益田宗兼安堵状	→与次郎 (益田兼勝)	2	
2		(年未詳)正月27日	益田宗兼書状	→与二郎 (益田兼勝)	2~3	
3	兼勝	永正15年4月26日	益田尹兼感状	→与次郎 (益田兼勝)	3~4	○
4		永正15年6月26日	益田宗兼感状	→与次郎 (益田兼勝)	4	○
5		永正15年6月26日	益田宗兼感状	→与次郎 (益田兼勝)	4~5	○
6		(年未詳)8月16日	益田宗兼書状	→自徳	5	
7		(永禄元年)3月25日	毛利元就・隆元連署書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	5	
8		(弘治2年カ)9月3日	尼子晴久書状	→益田刑部少輔 (兼貴)・益田伊豆守 (兼豊)	6	○
9		(年未詳)11月26日	尼子晴久書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	6	
10		(天文23年)9月29日	大内義長書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	6~7	○
11		(天文23年カ)12月14日	陶晴賢書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	7	○
12		(天文23年カ)12月23日	陶晴賢書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	7	○
13		(弘治2年カ)3月8日	内藤隆世書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	8	○
14		(弘治2年カ)3月12日	内藤隆世書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	8	○
15		(年未詳)8月20日	松浦隆信書状	→益田刑部少輔 (兼貴)	9~10	
16		(年未詳)8月21日	中島常栄書状	→大賀主計允	10~11	○
17		天文23年8月4日	益田藤兼感状	→形部少輔 (益田兼貴)	11	○
18		弘治2年7月3日	益田藤兼感状	→形部少輔 (益田兼貴)	12	○
19		弘治2年7月3日	益田藤兼感状	→形部少輔 (益田兼貴)	12	○
20		永禄5年3月1日	益田藤兼感状	→形部少輔 (益田兼貴)	12~13	○
21	兼貴	(天正14年)11月11日	益田元祥書状	→下野守 (益田兼貴)	13~14	
22		(天正14年)11月11日	益田元祥書状	→下野守 (益田兼貴)	14	
23		(天正8年カ)6月23日	益田元祥書状	→(益田)兼貴	14~15	
24		永禄13年2月12日	益田藤兼宛行状	→刑部少輔 (益田兼貴)	15	
25		(年未詳)7月16日	益田藤兼書状	→形部少輔 (益田兼貴)	15~16	
26		(年未詳)4月10日	益田藤兼書状	→刑部少輔 (益田兼貴)	16	
27		(年未詳)12月18日	益田藤兼書状	→刑部少輔 (益田兼貴)	16	
28		(年未詳)7月16日	益田藤兼書状	→刑部少輔 (益田兼貴)	16~17	
29		(年未詳)6月20日	益田藤兼書状	→刑部少輔 (益田兼貴)	17	
30		(年未詳)8月1日	益田全鼎 (藤兼) 書状	→(益田)元祥	17~18	
31		(年未詳)8月1日	益田全鼎 (藤兼) 書状	→下野守 (益田兼貴)	19~20	
32		(永正9年)閏4月16日	小原兼正書状	→品川弥三郎・中村七郎左衛門	20~21	
33		(年未詳)9月20日	小原兼正書状	→品川弥三郎	21	
34		天正11年11月2日	おほけ名境定証文		21~22	
35		天正6年3月28日	宅野是兼・某俊勝連署状	→伏谷善右衛門・岩本大炊助	23	
36		(年未詳)正月11日	益田全鼎 (藤兼) 書状	→にしのとい (益田兼貴室)	23	
37		天正14年11月11日	益田元祥感状	→与次郎 (益田兼友)	24	
38		(天正8年カ)6月23日	益田元祥書状	→与次郎 (益田兼友)	24	
39		(年未詳)2月8日	益田元祥書状	→友 (益田兼友)	24~25	
40		(年未詳)2月4日	益田元祥書状	→友 (益田兼友)	25~26	
41	兼友	(天正19年)壬正月5日	益田元祥書状	→伊豆守 (益田兼豊)	26	
42		(年月未詳)12日	益田元祥書状	→(益田)兼友	26~27	
43		(天正19年)後正月7日	益田広兼書状	→次郎兵衛 (益田兼友)	27~28	
44		(年月未詳)23日	益田広兼書状	→二郎ひやうへ (益田兼友)	28	
45		(年未詳)2月20日	益田景祥書状	→二郎兵衛 (益田兼友)	28	
46		(年未詳)3月7日	益田景祥書状	→宗的 (増野祥護)	29	
47			慶長18年8月19日	益田就利 (就固) 一字書出	→益田八兵衛尉 (固政)	30

No.	当主	年月日	文書名	宛所	頁	正文
48		元(和)9年2月24日	益田就利(就固)起請文	→八兵衛(益田固政)	30~31	
49		(年未詳)8月10日	益田道半(景祥)書状	→八兵へ(益田固政)	31~32	
50		(寛永2年カ)2月27日	益田就利(就固)書状	→八兵衛(益田固政)	32	
51		(寛永2年)8月7日	益田道半(景祥)書状	→八兵衛(益田固政)	32~35	
52		(年未詳)12月晦日	益田紹因(元祥)書状	→八兵(益田固政)	35~36	
53	固政	(年月日未詳)	益田紹因(元祥)書状	→八兵(益田固政)	36~38	
54		(年未詳)8月17日	益田紹因(元祥)書状	→八兵衛(益田固政)	38	
55		(年未詳)正月9日	益田紹因(元祥)書状	→八兵衛(益田固政)	38~39	
56		(年未詳)11月18日	益田紹因(元祥)書状	→八兵衛(益田固政)	39~40	
57		(年未詳)10月14日	益田紹因(元祥)書状	→八兵衛(益田固政)	40~43	
58		(年月日未詳)	益田紹因(元祥)書状	→八兵(益田固政)	43~44	
59		(年未詳)12月3日	益田紹因(元祥)書状	→一郎右衛門(益田固政)	44~45	
60		(明暦2年)6月2日	益田就宣書状	→益市郎右衛門(益田固政)	45	
61	実辰	(寛文9年)3月29日	萩藩加判衆奉書	→益田孫左衛門(就固)	46~47	
62	真政	(元禄13年9月28日)	青雲院様山口御越之節献上記録所御控之写		47~48	
63		(宝永5年)正月20日	覚(高拾貳石遣立候事)	→五郎兵衛(益田高友)	48	
64		(宝永5年2月14日)	御意書	→五郎兵衛(益田高友)	49	
65		(宝永5年)正月20日	覚(近年之役儀差替休息申附候事)	→市郎右衛門(益田真政)	49	
66		宝永7年7月5日	益田就高判物	→市郎右衛門(益田真政)	50	
67		宝永6年1月12日	益田就高一字書出	→益田五郎兵衛(高友)	50	
68		(宝永7年)7月5日	益田就高判物	→五郎兵衛(益田高友)	50~51	
69		(正徳元年)3月16日	益田就高書状	→五郎兵衛(益田高友)	51	
70		(正徳3年5月)	覚(萩・在郷共ニ用事之節ハ可致相談候事)	→五郎兵衛(益田高友)	51~52	
71		(正徳4年)12月5日	益田就高書状	→五郎兵衛(益田高友)	52	
72		(享保元年)12月11日	益田就高書状	→五郎兵衛(益田高友)	52~53	
73		享保2年11月11日	覚(市郎右衛門隠居知行之儀家之格式ニ存間敷候事)	→五郎兵衛(益田高友)・市郎右衛門(益田真政)	53~54	
74		(享保8年2月)	御意書	→五郎兵衛(益田高友)	54	
75		(享保9年10月)	御意書		55	
76		(享保9年)10月2日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	55~56	
77		(享保10年)	覚(引続萩・在郷加判申付候事)	→五郎兵衛(益田高友)	56~57	
78	高友	(享保11年)7月19日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	57~58	
79		(享保12年)閏正月16日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	58	
80		(享保13年)6月28日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	58	
81		(享保13年)9月朔日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	58~59	
82		(享保17年)5月28日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	59~60	
83		(享保18年)9月2日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	60~61	
84		(享保19年)正月15日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	61	
85		(享保18年)11月25日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	60	
86		享保20年6月21日	覚(高百石、向後之格式ニ相成儀にてハ無之候事)	→五郎兵衛(益田高友)	61~62	
87		(享保20年)6月18日	覚(御方事、当役申付候事)	→五郎兵衛(益田高友)	62~63	
88		(寛保2年)11月6日	益田元言書状	→五郎兵衛(益田高友)	63	
89		(寛保2年)11月14日	益田元言・兼言連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	64	
90		(延享元年)8月10日	益田元言・兼言連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	64~65	
91		(延享2年)8月9日	益田元言・広言連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	65~66	
92		(延享3年)3月6日	益田元言・広言連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	66	
93		(延享4年)7月20日	益田元言・広言連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	67	
94		(寛延元年)7月6日	益田元方・広高連署書状	→五郎兵衛(益田高友)	67~68	

No.	当主	年月日	文書名	宛所	頁	正文
95		(寛延3年カ)5月10日	益田元方・広高連署書状	→五郎兵衛 (益田高友)	68	
96		(寛延3年)12月23日	益田元方・広高連署安堵状	→五郎兵衛 (益田高友)	69	

注1：「No.」は便宜的に付した頭注番号。

注2：「宛所」欄には、宛名の敬称や脇付は採用しなかった。

注3：「正文」欄には、益田高友家文書中に正文が現存するものに○印を付けた。

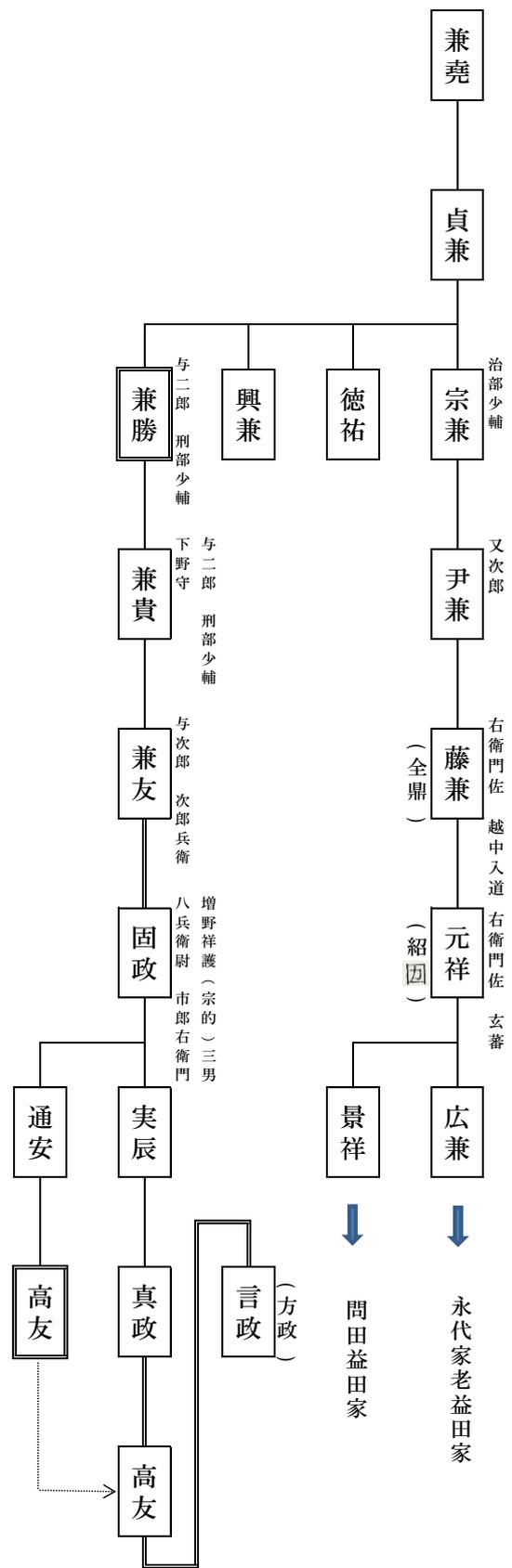
注4：「頁」欄には、テキストの頁数を記した。

注5：当主ごとのまとまりを強調するために太線で区切りを入れた。

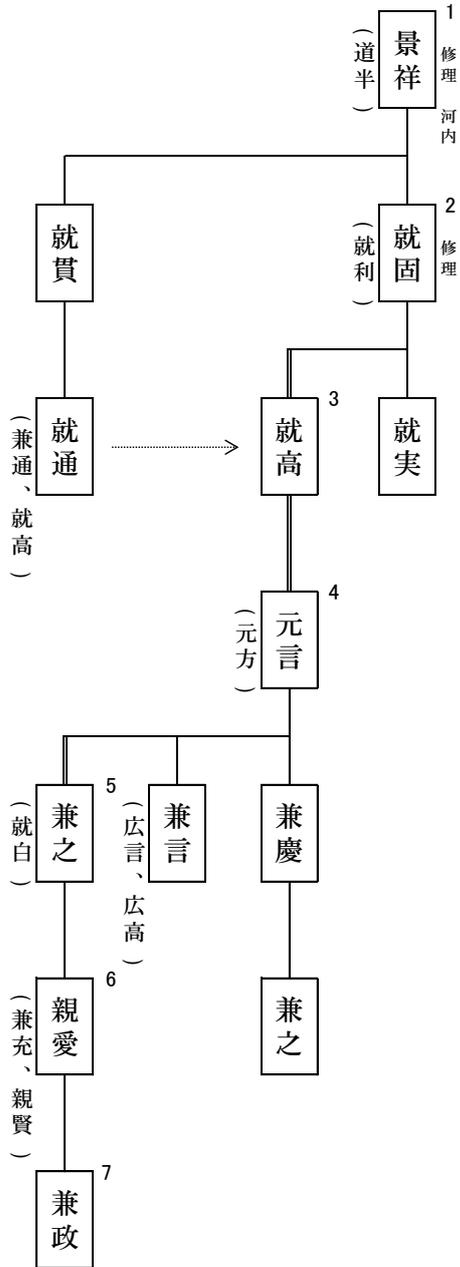
表2 益田高友家就任役職等一覧

当主	役職名等	在職期間
固政	当役	慶長18年(1613)～
	(萩在宅)	寛永7年(1630)～慶安2年(1649)
実辰	当役	寛文5年(1665)～延宝4年(1676)
真政	当役	元禄10年(1697)～宝永5年(1708)
高友	当役	←正徳元年(1711)3月→
	在郷加判役	～正徳3年(1713)5月
	加判役	正徳4年(1714)12月～享保元年(1716)12月
	萩当役	享保8年(1723)2月～
	後見役	享保9年(1724)10月～享保11年(1726)7月
	萩・在郷加判役	享保10年(1725)～
	在郷当役	享保11年(1726)7月～享保13年(1728)9月
	当役	享保20年(1735)6月～
	問田当役	延享元年(1744)8月～
	後見定加判役	延享4年(1747)7月～
言政	当役	元文2年(1737)11月～寛延4年(1751)7月
	加判役代役	寛保2年(1742)11月～

【益田高友家略系図】



【問田益田家略系図】



凡例

- 一、当史料は、平成27～29年度、山口県文書館古文書実践講座3班が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用し、いわゆる表外漢字については適宜処理した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、地名や人名など説明として加えた傍注は「()」で、原文書と照合するなど字を正した場合の傍注は「〔 〕」で示した。
- 一、解読できない文字等は□で示し、その画像を貼りこんだ。
- 一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。
- 一、文書の区切りには、○を付した。
- 一、翻刻にあたり、乱丁(冊子の綴じ誤り)部分は正した。



問田武家屋敷跡 (山口市)

〔表紙〕

御感状其外万御判物之写

益田五郎兵衛高友記之

①

②

益田刑部少輔兼勝代 若名与二郎 後下野守

〔1〕
益田兼安瑳

(石見国美濃郡)

小坂十二名徳屋内地頭分、風呂坂老名、下黒谷内

瀧坂老名、きわみ老町田事、与二郎兼勝無他

妨可令領知者也、仍為後日亀鏡之状如件、

(一五二〇年)

永正七年庚午十月廿八日 宗兼 御判

(益田兼勝)
与次郎殿

○

〔2〕
益田兼景

以明所可致扶持之条、其間之事、反錢可關

申候、加扶助候之者、如先々可有奔走候、委

③

細悲春庵・大谷与三左衛門尉可申候、恐々謹言、

正月廿七日 宗兼 御判

(益田兼勝)
与二郎殿

○

〔3〕
益田兼盛

去十六日於三隅洞明寺山合戦之時、御手衆

(石見国那賀郡)

中村与五郎分捕打死、松本小五郎打死、品川

三郎右衛門尉太刀誅、領家藤兵衛尉太刀誅同矢、

大島四郎兵衛尉太刀打同矢、斉藤兵衛九郎太刀

打、中井新左衛門尉太刀誅、中村七郎右衛門尉太刀打

矢疵二ヶ所脚、并七郎左衛門太刀誅矢疵膝、与三郎

太刀打矢疵右腕疵右腕、弥七太刀打、新四郎

太刀打、二郎左衛門矢疵韋、助六矢疵二ヶ所左肩、

品川三郎右衛門下人彦右衛門打死、同弥六太刀打蒙

疵左腕、各筋骨之次第、御忠節誠無比類候、

(益田兼勝)
親候者申談、別而感悦之通可申達候、弥可抽

秦忠之由、被仰付者可為肝要之状如件、

(一五二八年)
永正十五年

(朱書)「尹兼公」

四月廿六日 又次郎 御判

(益田兼勝)
与次郎殿参

○

〔4〕
益田兼盛

去四月十六日於三隅洞明寺山合戦之時、手衆

中村与五郎分捕打死、松本小五郎并下人

彦右衛門打死、更非及言語之儀候、依忠勲得

勝利候、高名無比類候、其外数多、或太刀打

或被疵、各戦功之通、難延紙面候、悉江以状

申畢、併兼勝御衝之故候、必一廉可加扶

持候、弥被励軍忠者、可為肝要之条如件、

(一五二八年)
永正十五年

(朱書)「宗兼公」

六月廿六日 治部少輔 御判

(益田兼勝)
与次郎殿

益田宗兼感状

去四月十六日於三隅洞明寺山合戰之時、中間

七郎左衛門 矢疵（石見國那賀郡）、与三郎太刀誅 矢疵（石見國那賀郡）右腕、助六

矢疵（石見國那賀郡）二ヶ所、次郎左衛門 矢疵、弥七太刀打、新四郎太刀打、
左肩 右手

各忠功之至候、能々褒美專一候、彼等粉骨

之儀、併御忠節之故候、弥被励戦功者可

為肝要之条如件

⑤

（二五）八年
永正十五年采書「宗兼公」

六月廿六日 治部少輔 御判

（益田兼勝）
与次郎殿

益田宗兼書状

至備後刑部少輔出張然候、对彼方連々

不及余儀通申候、徳祐へ能々可有物語候、
（宋書）「宗兼策、兼勝兄神護院」

巨細以面令申候之条、不能詳候、恐々謹言、

八月十六日 宗兼 御判

自徳

益田刑部少輔兼貴代、若名与次郎、後下野守

石州表可相動覚語候、就夫貴殿、江令申候、
（マ）

此節別而御馳走可為祝着候、弥可預御

心得候、猶赤川十郎左衛門可申候、恐々謹言、
（就秀）

（永祿元年）二五五八年
三月廿五日 隆元 御判

元就 御判

益田刑部少輔殿
御宿所

○

尾子晴久書状

对両三人示給之、得其意候、此表之事

山吹已下之敵城悉伐捕之、励本意候、
（石見國瀧摩郡）
（屬）

其表之儀、無油断方々可有計略事肝

要候、尚各可申候、恐々謹言、

九月三日 晴久 御判

益田刑部少輔殿

益田伊豆守殿
（采書）「兼豊、又左衛門先祖」

尾子晴久書状

藤兼別而不可有等閑之通申談之条、於

向後每篇馳走可為祝着候、尚各可申候、

恐々謹言、

十一月廿六日 晴久 御判

益田刑部少輔殿

大内義長書状

就三隅家之儀、藤兼存分候哉、晴賢以

申談之趣、用捨候之様諷諫肝要候、猶

東田坊・右田右京亮可申候、恐々謹言、
（天文）二三年二五五四年

九月廿九日 義長 御判

益田刑部少輔殿

○

〔11〕
陶曠書狀

歸陣後無首候、陣中御心懸御馳走之段、
無忘却候、即可申之処、菟角相過候、非
本意候、仍馬一疋、佐目進之候、猶使僧可申候、
恐々謹言、

〔天文二十三年〕一五五四年九

十二月十四日 晴賢判

益田刑部少輔殿 陶
進之候

〔12〕
陶曠書狀

誠歸陣之後、無首候、故障之儀令連続、乍
存打過候、御所勞被得快驗之通張忠申候、
於愚身令安堵候、陣中別御入魂不可令
忘却候、弥可申承候、仍雁二羽送給候、欣然候、
年内既無余日候、明春早々可申述候、恐々
謹言、

〔天文二十三年〕一五五四年九

十二月廿三日 晴賢判

益田刑部少輔殿 陶
御報

〔13〕
内藤隆世書狀

須子源五郎英明領分阿武郡三見郷
事、御方衆可被相動之由、其間候、太以不
可然候、英明事、無別儀馳走仁候間、申談候、
可被止其綺之由、对諸勢被仰触候者、尤
肝要候、恐々謹言、

〔弘治二年〕一五五六年九

三月八日 隆世判

益田刑部少輔殿 内藤弾正忠
御陣所

〔14〕
内藤隆世書狀

至福井郷御着陣之由、尤可然候、仍御手之衆
於多万・小河濫妨等有之由、其間候、於事
実者、無謂儀候、堅固可被仰付事肝要候、
如度々申候、其口肝心候間、隆風被仰談至
長野御襲專一候、時儀示給又可申候、恐々
謹言、

〔弘治二年〕一五五六年九

三月十二日 隆世判

益田刑部少輔殿 御陣所 自山口

〔15〕
松浦隆信書狀

任見来黒頭一ヶ唐進入候、補充書計候
雖近来馴々敷候、以事次令啓候、仍被对
大賀主計允之芳札具加披見候、珍重此
事候、仍於爰許相互被仰通度由承候、
目出候、如仰縱雖遠国之事候、向後無
御隔心可申承之儀可為本望候、今度幸
於当津彼主計允下向候条、此方旨趣
精申候間、定而能々可相達候、此表自然相心之
御用候者、自今以後不可有無沙汰候、誠

遼遠之境候条、両方助力等之儀ハ雖難

罷成候、千里同風之於御心底者、何様入魂

可申談候、聊別儀有間敷候之条可御心安候、

(長門國阿武郡) 江崎・須佐両津へ自是登船候者、懇可申入候、

(益田藤兼) 御次而之時ハ右衛門佐殿へ御取立可為祝着候、

恐々謹言、

八月廿日

隆信 御判

松浦肥前守

(兼書) 益田刑部少輔殿

隆信

御宿所

【16】
中島常末書状

先日貴所より見事之文箱式進上候、御礼等

無沙汰之由候、先々我等より申せと候条此分候

此間者連日参会申候、本望候、仍(益田兼書) 從刑部少輔殿

被對貴所候て、被遣候御状之事、(松浦隆信) 肥前守へ

遂其披露候処、可有一覽之由候条、取合

申候所、近來御懇問之由候、然上者雖遠國候、

向後入魂被申談度之首尾計にて、此度以

直書刑部少輔殿へ被申入候、惣而ハ於爰許

肥前守親類衆多候へ共、籠手田兵部少輔

と申方候、書状以下請取渡之段、取拵申候、又

其次二井関主殿助・樋口橘右衛門と申仁候、

若輩に候へ共、当時走舞仕候、於後日自然

相当御用共候ハ、彼方へ可被仰通候哉、為

御心得申候、早天氣晴候間、きと可有御

出船候哉、目出候、猶參候て可申承候、恐々

謹言、

八月廿一日

常栄 判

中島四郎左衛門入道

大賀主計允殿

御旅宿所

【17】
益田藤兼感状

去二日吉見大藏少輔家城至坪尾切懸之

時、郎從伏谷善右衛門尉討死、对子孫染筆候、

其外品川兵庫助僕從一人打死候、原新右衛門尉

夜擲之時、二人打取、僕從源三郎一人打執、

彼是度々之儀、被励戰軍之故候、仍軍忠

状如件、

(一五五四年)

天文廿三

八月四日

右衛門佐 御判

【18】
益田藤兼感状

去廿九日宇津川要害截執之刻、品河彦五郎

討死、敵合防戦分明之處、忠功更無比類候、
併兼貴被励粉骨之故候、必軍忠之次第(運)
可相達者也、仍後鏡之状如件、

弘治二年(一五五六年) 藤兼公(朱書)

七月三日 右衛門佐 御判

形部少輔殿(マ)

(益田兼貴)

○

益田藤兼感状[19]

去晦日宇津川要害斬執之刻、原新左衛門尉(石見国美濃郡)

討死、忠賞粉骨眼前候、心懸之次第尤無

比類候、併是兼貴被励防戦之所致候、軍忠(運)

之賞必可相談者也、仍後鏡之状如件、

(一五五六年)

弘治二年(一五五六年)

七月三日 右衛門佐 御判

形部少輔殿(マ)

(益田兼貴)

○

益田藤兼感状[20]

去月廿七日於須佐磯之城令討死人救之事(長門国阿武郡)

市原丹後守

市原弥三郎

市原内蔵助

..... (B)

岩本玄蕃允(番)

中島図書允

中島源五左衛門尉

川津雅楽允

古屋縫殿助

中間竹三

中間与一左衛門

右彼衆之事、寺戸左近大夫同前二立用候訖、
剩其刻各被動之趣淵底令承知候、無

比類次第絶言語候、併忠功之段連々兼貴(江)

可相談者也、仍軍忠之状如件、

(一五六三年)

永祿五年(一五六三年)

三月一日 右衛門佐 御判

形部少輔殿(マ)

(益田兼貴)

○

益田元祥書状[21]

今度潤津之城被切崩候砌、与次郎・物次郎(豊前国繁城郡守留連)
(朱書) 兼友(兼友) 佐田四兵衛兼為(兼友)

高名候、殊与次郎事、数ヶ所被疵之条、忠節

無比類候、剩家中之者共歴々分捕手負候、

..... (B)

内々心懸故与不浅候、我等太慶此事候、
何も帰陣之節以面可申述候、恐々謹言、

(天正十四年一五八六年) 右衛門佐

十一月十一日 元祥 御判

(益田兼貴)

下野守殿

進之候

○

〔22〕
益田元祥書状

今度於潤津、(豊前國築城郡宇留津) 澄川物左衛門尉中間善九郎・助四郎、

被疵之由、内々心懸故与神妙候、以此旨能々

可被申与候、恐々謹言、

(天正十四年一五八六年) 右衛門佐

十一月十一日 元祥 御判

(益田兼貴)

下野守殿

進之候

○

〔23〕
益田元祥書状

呉々無休期在陣之儀候へ共、内々申談辻、於

元春如望被相調候へてハ、此方申分辻不合

様候へ者、一代之内証可被見切之事、口惜存候条、

旁其御分別頼申候へ、以上、

今度在陣中、別而御馳走之段、無申計候、殊

父子同前在陣之段、併他家江之覚与申、

(15)

外分実太慶存候、少も不可有忘却候、随而

(朱書)

羽衣石被及行候者、内々可馳走之由、申談候

(伯耆國河村郡)

条、此節相違之様二候へ者、向後失面目儀候間、

旁々以一涯有之と御馳走頼申候、委細

此者可申候、恐々謹言、

(天正八年一五八〇年九)

右衛

六月廿三日

元祥 御判

(益田兼貴)

まいる

○

〔24〕
益田藤兼宛行状

(石見國那珂郡)

木束郷之内田地三町并田万郷之内田地

式町等之地之事、先年当家氣遣之刻、

云軍忠、云心馳、為其賞令加与畢、打渡之

(一五七〇年)

(朱書)

元禄元年也

前至子孫可有知行者也、仍一行如件、

永禄十二年 庚午二月十二日 右衛門佐 御判

(益田兼貴)

○

〔25〕
益田藤兼書状

連年被对愚身別而御馳走、殊每事忠節

被抽目余候之段、更無比類候、何様一所

(16)

可申談候、猶委細大谷佐渡守・金山雅樂助

可申候、恐々謹言、

七月十六日 藤兼 御判

(益田兼貴)

形部少輔殿

益田藤兼書狀
兼貴内存之通对宮本坊承候、令承知候

之由申候処、重々以一通承候、祝着候、弥々

向後被預馳走於身不可有余儀候、重疊

任口上候之間不能一二候、恐々謹言、

右衛門佐
卯月十日 藤兼 御判

益田兼書
刑部少輔殿

進之候

益田藤兼書狀
〔石見国那珂郡〕
木束郷之内、松かひら山野之事、為屋敷分

預ヶ置之候、猶委細品川主水允可申候、

恐々謹言、 右衛門佐

十二月十八日 藤兼 御判

益田兼書
刑部少輔殿 進之候

益田藤兼書狀
〔28〕
当时家中裁判之儀申候所、有同心可有

御馳走之由満足候、然者如何体之儀雖有之、

於身聊不可有別心候、以此旨弥々御馳走

頼存候、猶大谷佐渡守・金山雅楽允可申候、

恐々謹言、

七月十六日 藤兼 御判

益田兼書
刑部少輔殿

益田藤兼書狀
〔29〕 (朱書)
兼貴嫡女、藤兼次為養女嫁益田彦二郎兼英、
彦次郎縁辺之事令裁許候所 御

同心千秋万歳候、於身満足候、雖然兼貴

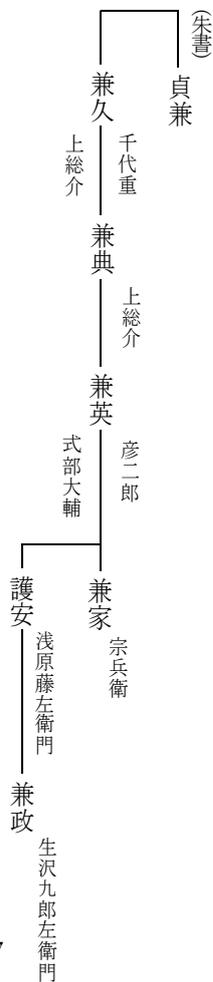
於無直子者可被任其意之由、尤之儀候、此条

兼蘭申与候、猶品川掃部兵衛可申候、

恐々謹言、

六月廿日 藤兼 御判

益田兼書
刑部少輔殿



益田全興藤兼書狀
〔30〕

〔後略〕
少納言両通披見申候、愚身出候事、澄川
〔石見国美濃郡〕
木引くはり等も可申付候、迎も神事中
可出候之間、頓三可馳帰候、

〔18〕

益田兼書

一下野守法体之事、御申留之由尤候、新庄辺江之

為取沙汰之尤候、則以状申候、以此辻弥々

可有異見候、其外之者成共、似相候ハぬ届

たていたく候ハぬまゝに仕候事ハ、毛頭身か

扶持三うけ不申候、身心安と申ハ世上之

名付計候、先の衆ハかこ付之候ハぬさへも
年寄、あきシ世ヲのかれ候、悟覚語計候、先々
身か五三年之身持ヲ御見合候て、諸人之

(朱書) 伊豆守兼輔第百近兼忠義 栗山先祖
推量大ニ違可申候、そこも心あへ候ましく候、

一兼忠御申付候周布祝言まで御待候て、其後

可然候ハんと申事候、(朱書)「丑兼公」
下野事も全屋など

重而之年忌可然候ハんと申事候、如此申渡

候ハねハ、垣ヲ大儀可被存候之間、申事候

恐々謹言、

(益田藤巻)
越中入道

八月一日
(益田) 元祥 進之候

全鼎 御判

○

(益田) 又兼忠事、はたと周布祝言までハ不可然と、

明日状にて子細此者申候、又元棟子息、又々

見去候、さ候而、一昨日城からまへりおりられ候

よし申候、今朝八朔申遣候之間、返事之飛脚ニ

きこへ候へく候、けなどへ聞へ不入事候間、

すへて不申候、今年方角悪被下候之間、よき

事ハ候ましく候、以上、

(候、以下同)
就我等覚語同前可有法体之由、覚語之通

淵底承智本望候、雖然元祥両所

(32)
小原兼正書状

堅被申候条、此度之儀被存知留之由尤

可然候、元祥被申事候、此条有倦怠之

存分候条、礎此砌之儀可被指延候、さ候

ハねハ愚身心中之氣遣迄候、不可限

此節候、(益田尹兼) 全屋年忌などにあてられ候て

何時も可有其覚語候、今年来年之儀ハ

(20)

对父子可被指延候、弥々分別祝着可申候、

委細者少納言可申候、恐々謹言、(俊勝)

八月一日
(益田藤巻) 全鼎 御判

越中入道

(益田兼貴) 下野守殿 進之候 全鼎

○

就小坂方役職桑原名之儀従、(石見國美濃郡) 与次郎殿様
(益田藤巻)

被下御書候、奉存其旨候、如尊意彼巨細

及度々蒙仰候之趣、小原二郎右衛門尉雖申聞候、
(益田宗兼) 礼部様江可請御意題目之間、只今善悪

不及申上候、一切非緩怠之儀之由申候、然間

此等之次第以愚息右京進・中村和泉守申
(小原兼基)

聞候、定而可被申上候、如此子細悲春庵上落候

之間、具可有御披露候条、一途可被仰出候、一

度御一行御給之上者、小坂方何之地も可被任

御所存候、殊桑原名役職之事候間、弥今度

直可被仰下候、能時分御尊書畏入候、此由

能々御披露可為專一候、恐々謹言、

小原美作守

〔永正九年〕一五二年

閏卯月十六日

兼正判

品川弥三郎殿

中村七郎左衛門殿

御書謹而致拜見候、抑御領徳屋分之内

〔33〕 小原兼正書状
近年徳阿給依明所 〔益田〕兼九 大殿様得御意候、

作人事可被仰付之由申上候、就此儀拙者へ

御書頂戴仕、其子細京都へ可申上せ候、彼

在所并小坂方の事、既ニ於京都御一行

御頂戴之上者、定而相残分所々早々可

被仰出候、仍御太刀・御樽被下候、過分之至畏

入候、委細品川弥三郎殿可有御申上候条

省略仕候、此之由可得御意候、恐惶謹言、

九月廿日 兼正判

謹上 品川弥三郎殿

○ おほけ名東ノ境

〔34〕 おほけ名境定 証文 南

一柳かゑきノ尾、一山ノ谷ノ尾かきり、一まいかとかしら、

一水船ノ尾かきり、一やない迫ノかしらはきはらノ

おかきり、一なめらかゑきのかしらちやうノくらひ、

一ひの木かうつノ大つへかしらヲあしみのつゝへ、

一こしけとまさノ木ノ尾へ、一ゑほしかたの尾へ、

西境

一ひき坂ノたをへ、一なかやふかしら、一岩くらかしら、

一たかすかしらへ、一さやとうまで、

一有田殿領分おほけ名ノ境、北ハ道をかきり、

天正十一年 みつとの 十一月二日 岩本佐渡守 ひつし

壱岐入道

右境之事、兼貴・兼友為材木取と御越時、

此兩人被相尋候畢、為後日如件

中村雅楽允 為受判

澄川主水允 定盛判

〔35〕 松原名小坂方堺目柚平之事、六ヶ敷キ所ニ、

此方ヨリハ少納言中間二郎三郎、小坂方ヨリハ

伏谷善右衛門尉殿・岩本大炊助殿・経兵衛・新右衛門

参会、只今申定境、平中の新道之たかさヨリ

両方の尾まで、みちたかさ夫をつこうて、西ハ

黒岩たきかしら、それヨリなはゑて、く原いての

西迄申定所、為後日之状如件、

宅野右京亮

天正六年 戊 三月廿八日

兼是判

少納言
俊勝判

伏谷善右衛門殿

岩本大炊助殿

参

○

【36】
益田全鼎(藤兼書状)
誠立かへる春の御悦めてたく候、殊御
たるさかな送給、ゆわひまいらせ候、春なかに
けんさんにて申承候へく候、かしく、

正月十一日 せん鼎
〔朱書〕西ノ土居トハ兼貴至益田伊豆守兼順女也
にしといまいる

申給へ

○

【37】
益田元祥感状
益田次郎兵衛兼友代

若名与次郎

去七日豊前国都郡宇良津城被切崩之時、
於鐘下数ヶ所被疵、剩頸一被討捕之段、

高名非一感悦無極候、殊被官之輩数人
敵討取之条、内々心懸候故と不浅候、弥可

被抽忠勲之条如件、

〔五六六生〕
天正十四年十一月十一日 元祥 御判

益田兼友
与次郎殿

○

【38】
益田元祥書状
今度父子同前ニ在陣候て、何篇外聞能々
馳走併内々心懸故と本望存候、向後
不可有忘却候、先様一動之儀申下候ハ、別而

御馳走頼申候、委細此者可申候、恐々謹言
〔天正八年一五八〇年九〕 右衛
六月廿三日 元祥 御判
益田兼友
与次郎殿 進之候

○

【39】
益田元祥書状
先日者内意之趣申候之処、納得之由一段
本望存候、先度承候之通、弥無相違と
太慶此事候、委細此者可申候、恐々謹言、

〔25〕

益田兼友 二月八 祥 御判

友まいる
申給へ

○

【40】
益田元祥書状

内存之通一々承知候、誠御方之儀年比相応と

申、彼是向後之儀者乍勿論、別而申談

候ハて不叶儀候、殊更同意之趣於身

一段本望存候、然上者我等内証不残此者ニ

申聞候之条、可被尋聞候、何茂当家之儀茂

只今之姿ニてハ難相届仕合候条、右之分

今迄ハ令議定候、是とても年寄中無

同心候へ者無成就儀候、自余之衆中とても

雖別儀有間敷候、先以御方之儀、何篇

愚身可為同前之旨、一入之安堵此事候、将又

一ヶ条内談具彼者物語候て聞分候、乍去

就夫内存不殘此者ニ申聞候、能々分別
於身確可為本望候、委細少納言脱之口上候条、
俊勝

不能詳候、余勿論之儀候条、雖不入儀候、御方

之儀瀧藏山八幡大菩薩、摩利支尊天御

照覽候へ、向後共諸事無沙汰有間敷候、

重畳此者可申候、恐々謹言、

二月四日

祥 御判

益田兼友
友まいる

申給へ

【41】
益田元祥書状

益田兼友
次郎兵衛尉内証之趣、具承知候、存寄候て

被申候段、於我等も一入本望存候、内意を

不存候へ者、当時と候ても又時々用捨も有之

事候、於向後ハ弥心安何篇可相談候間、

其趣を内々被申達候て可給候、委細者任

口上候、恐々謹言、

天正十九年一五九一年

壬正月五日

元祥 御判

兼書「兼書、又左衛門先祖」
伊豆守殿進之候

【42】
益田元祥書状

返々先日中尾にてとの儀候間、更御あらかい所も

無之候、一昨夜ともハ、彼寺家之衆中にねたる

(27)

衆ともハ無之由候間、今晚より伽をさせられ候て

可然候、さりとてハ御方との鐘にていたみの段ハ、何と

かくされ候ても、無其隱儀候、御方伽に御越候ハ、定而

益田兼貴
野州なども其ためたちにて候へく候ま、快氣

可為案中候、とかく重分ニ候ハ、存命不定

ほととの仕合と申候、一段之やりまへ世間にも無

其隱候へ、以上、

先以宗拳頭下目ニ鐘疵を以被相煩之由候、

先日於中尾御方との鐘にて深手をおハれ候由、

世上無其隱候、御名譽不及言語候、みハほそく

候へとも、一段之かねよしにて、能々をりかく故

いたみ之由申候、世上之風聞ハ少々こし半ほど

までも切鐘に合候由申候、驚耳計候へ、

恐々かしく、

十二

兼書
兼友
まいる
申給へ

兼書「元祥伏公」
玄蕃 御判

自石州

【43】
益田元祥書状

音問拝見申候、其地無何事由、たいけいニ候、

益田兼貴
七内下向ちかへ之由申候か、いつころにて候

すや、承度候、恐々謹言、

天正十九年一五九一年 久太

後正月七日 広兼 御判

(28)

益田兼友
次郎兵衛殿
進之候

自広島

【44】
益田広兼書状

一兩日者疎遠之様ニ候、能もちと延候条、先休息候て、能前ニ被出候て可然存候、委

斧与一二申合候、恐々謹言、

廿三

益田兼友
二郎ひやうへ殿進之候

広兼 御判

【45】
益田景祥書状

為謹年之御慶一包 給候、悦入存候、遠路

御志之段本望候、急度罷下候条、以面

可申候、恐々謹言、

二月廿日 景嗟 御判

益田兼友
二郎兵衛殿

文祿元年高麗御陣之節 景祥公十六歳ニ而(小早川)
隆景公御手ニ而御渡海之節、從 元祥公兼友(益田)

事御後見ニ被附渡候、其刻自

隆景公御鞍鏡 桐ノトウ金貫 拝領被仰付
御紋有之

今以所持仕候事、

(29)

【46】
益田景祥書状

宋書 「固政事」
尚々八兵衛此中奉公無油断候、一段

益田就國
せいものにて候条、修理てうほうニ候、又

宋書 「上村かう斎 本名元道」
かう斎たかこへちとときたく候、此由可申候

いんきよの仕合如何候や、

為音信鮒ノすし到来、則令祝着候、

爰元一入珍敷候

益田景祥
一玄番様頭痛御煩、殊外御草臥候て笑止候、
越州氣分ハよく候条可心安候、

益田元龜
一我々領分も西方同前ニ檢地申付候、

宋書 「安田小左衛門、法体間斎、九郎兵衛先祖」
安小左・永長兵衛二人へ申付候条、何篇

宋書 「永井長兵衛伴長、小原勘右衛門先祖」
其方助言頼入候

一当年江戸御普請無之、下々迄之安堵

迄候、何も春中ニ其地可罷越候条、以面

可申候、恐々謹言、

三月七日 景 御判

宋書 「景祥公」

宗的 宋書 「増野藤右衛門祥護、法体宗的、固政実父」

益田市郎右衛門固政代 初八兵衛

【47】
益田就利一字書

慶長拾八

八月十九日 就利 御判

固政
益田八兵衛尉殿

慶長十八年御家御式目壹通并大組御

打渡被下置候、此両通写除之、本書ハ各別ニ有之事、

【48】
益田就利 就國
起請文

其方段々理之通聞届、尤至極ニ候、手前大やうなるニ付、毎事不屈之儀も可有之、其段ハ心ならず之仕合候間、かん(堪忍)にん候てたまわるへく候、何ケ度も其通可申聞内存候、内々とても其方無別候儀、馳走之通無忘却候、以乘心易用等調たまわり候ハ、可為本望候、右無別心通於偽者、

日本国中大小神儀、八幡大菩薩・愛宕(愛宕)

大権現・摩利支尊天御罰可蒙者也、

仍請文如件、

元和九年(一六三三年)二月廿四日

益田固政
八兵衛殿

朱書 「就利公」
就□ 御血判

【49】
益田道平 益藤
書状

御方内存之通、一筆口上之趣聞届令祝着候、殊更昨日之様子於拙者過分至極候、以来之儀互ニ無別儀不可忘却候、そと可有御談合事候、それも不入一式公儀より御口をかためられ候ハ、只今も被仰聞間敷候事、

一とかくもはやよきやうにハ成行間敷候条、(益田就國) 修り事も知行拝領仕間敷候、くせ(曲事)ことと被仰聞候ハ、我等罷出候て、御法度初にはらを

十文字きれ候て見せ可申事、其上にてハ修り事もはら(ちか)ひひかき可申も、御せい(成)

はいニあい候はんも、分別次第成次第候事、

謹言、

八月十日 益田固政 道平 御判

八兵衛殿

此状藤右衛門にハみせ候て、兩人して玄様へ可申候、

書状披見候、爰元相易候通得其心候、

易地三ヶ所にてハ、せめて山口近クニてや

よく候はん間、とい田(間田)・ふか(深野)のへかけ此廻切而よく、

恐々謹言、

寛永年(一六三五年)二月廿七日

益田固政
八兵衛殿 参

右之外 就固公御書数通有之候へ共、半分

もよめ不申候故写除之、

【51】
益田道平 益藤
書状

具大九兵へニ申遣候事、

朱書 「増野藤右衛門 義次、法体如庵、固政兄」
万藤右衛門談合尤候、

一山内殿知行とのか、清信・柳沢・梨羽知行

(清水景道) (景祐) (景定カ)

廻二豊前殿など知行辺小すほふあたり

にてなり共、せめて丸み候へハ、遠方ハ於于今ハ

くるしからす候、右之通をも玄様へよく可申候、

右之衆之知行ハ物成何もよき由申候事、

一せめて何にて成とも、悪所なり共、此上ハ丸み候

を取処二仕候てと可申候事、

一知行ハ末代事二候二とても、八兵へ被召寄

大晦日へ成候て、被仰聞ほと事候ハ、最前

三千六百石拝領候様二早々玄様へ可被申候、

こと・吉見などへ越候ハ、たゞ高麗などへ

なかされ候同前二候、其前筑前へのかよい二

ふたん行来候て存候、物成ハ共候へ、不自由なる

所天下一にて候、何にてなり共、此上ハせめて知行

一所二て取候様、御才覚候て、被下候へと可申候

此中やく二不立候、此かわの事にせんなき

しうそにて、よき所ハみなくわりみて候

事たるへく候、此上ハ成行にて候へ共、子とも

ためにて候、知行ハ末代事候条、ちと完

主・清信などへも御談合候て、被下候やうにと

可申候、玄様ハけんしん二御成候て、河内ハ身上

はてくちにて候、下々の者もせめて山口

廻へハ、越候はんか、古藤などへと申候ハ、みな

はしりみて可申候、いんすのふりかゝり候

知行候共、古藤ハいやにて候、可得其心候

せめて上のはしへならハ、美濃様などを

以来頼二ましたるへく候事、

一とかく知行ちと悪候共、一所にて拝領候

様二と可申候、頓所易澄み候ハ、其たんそく

可有之候、於于今者其段も不入事候

一越中殿ハ、福田二宇田之上、両田万被取候へ者

牛二馬を被易天下一にて候、不入御

やう見んとゆいとり候て、さんく二なり

はて候事、

一もはやぞく過ての弓たるへく候へとも、未

代事候条、何とそ相成事候ハ、完主・

清信御談合候て、とい田・ふかの其廻にて被

取候、小給人御くはりかへ候て、一所にて三千

六百石拝領候様にと早々可申候事、謹言

寛永二年一六五五年 夜五ツ前

八月七日 道平 御判

八兵衛殿

益田紹固 (元様) 書状

先日申聞候、くみに付候者共之事悉差帰候哉

倉かた共存候者之事ハ、さん用以下可有之候

間、小左衛門出候て、(仕組)しくみまでハ先さいせんのかた(最前)

にて置候て、其上にての事ニ可仕候、小性ま

ハリニ置候者之事ハ、一人も不残くみくへ

先もとし候て、くみはつれと知行高之者

之まハリさま、おもてかたなみに申付候にて、

先爰元しまい候て見候へく候、もとし候人

かす名付、又爰元に置候くみはつれ其外

とも付立候て差越候ハ、見合候て其上にて

可申付候、(益田就園)しゆり事年ハはや二十二あまり

候へとも、いまた一円二身もち以大若子にて

候ま、よくくみきりせんさく候て、知行に

はなれ候ハぬやう二との事計候、其方など

大かたニ心得候てハ不可然候、謹言

十二月晦日

(益田固政)八兵

朱書 紹 固之文字之由

御判



○

只今ハ、手まハリ之者た、五人有之由、其方

申候つる故、和田二番子を今一人くみより(組)

ぬき候へと申て候、よくくみ候て見候へ者

先日人付之内ニハ、五人之外にいまたくみはつれ

あまた有之かと覚候条、和田子をハさいせん(最前)

之辻まるくみへもとさせ候へく候、はら

【53】
益田紹固 (元祥)
書状

りと一とをりしくみをあらため候て、其上(仕組)

不足ニ候ハ、其上にてぬきとり候ハやすく候、(益田就園)

しゆり如此仕付候共ほくニ可成候、河内ハ煩候(反吉)

申て無之候間、一とをりとく二しくみを(益田就園)

仕候て可遣候、其上ふきやうにて身もち(不器用)

くつし候ハ、まゝにて候、(益田元祥)玄蕃か申候ハぬと

世上ニさた有へきたため、今度しくみを仕候て

可遣と申事迄候、やかてうつけにて候ハ、

やくニたてましく候条、不入事ニ可成を見

つけぬにても候ハね共、余唐の王の子か、

千家・北島か子かのやう之仕合にて候故、と、

けニ此分候、其方など分別からしゆりかを

尤と存体候間、なりハ立候ましく候、河内ハ(益田量雄)

煩候、しゆりハ身もちこんしやう無之候、(今生)

天道にすてられたる物のほちまてにて候、(恥)

無申事候、かしく、

返々われく申聞候事、不残無用捨可申候

其尚右衛門檢使ニ付遣候、かしく、(益田固政)

八兵

御判



○

新帳大かた相調之由可然候、(奥宛)おくあて所判

形之儀ハ、何も出候之時、惣並聞合候て可然候

【54】
益田紹固 (元祥)
書状

それ計二仕候て、何時も上ケ候へとの時、手間不入様ニ仕立候事可然候、

一長野山之儀も御下向候ハね者、不澄事候間、

是もい上所を上ケ候て、此あや語候上にて、以上

所を上ケ候て、出し候様ニ仕事可然候、先々

惣を仕立置候て、何時も出し候時、手間不入

様ニ候て可然候、恐々謹言、

八月十七日 □ 御判

(益田園政)
八兵衛殿

【55】

益田紹園(元)
様書状

猶々今度之儀、大かたに心得候哉、多分

今之分二候ハ、御法度之初ハ河内手前(益田景性)

(39)

たるへく候、中く無申事候、河内こそ

病氣に候すれ、其方などまでこれほどの

事を申付候へて、うつら(空)身上をくつさせ候

事、不及是非候く、かしく、

長野国阿武郡
木与二大分之材木ともとりあつめ、百姓(姓)

已下是にかゝり候て有之やうニ相見え候由、

よ(横目)こめ衆申候、さてく度々御法度之所申

遣候所、其方越度不及是非候、先日修理(益田鶴)ニも

申候、宗(増野)の所へも申遣候様、何かな御法度之

始に(廉)一かと御成敗をも被仰付候て、近年

御国之みたりなる所を御改候するとの事候ニ、

か様ニ仕成事ハ沙汰之限候、河内病氣

にて公儀しらすニ申と候て、其まゝニ申付

事にて候ハん哉、中く無申事候、修理

可申候間不能詳候、恐々謹言、

正月九日 □ 御判

(益田園政)
八兵衛殿

【56】

益田紹園(元)
様書状

其許万究之様子具二書中令披見候、

修理(益田就園)ハいまたからも不行候、河内(益田景性)ハ

(40)

煩之儀候間、其方是非人のむかいつらニ

成候て、此砌万ならい悪敷所之儀究候て、仕

立候て馳走可仕候、先日如申聞せ候、大かたニ

心得候而ハ、御役め相成間敷候条、可得其意候、

一大組・手廻(組)くみなどの事も物並ニ究候て

可然候、修理所へも申遣し候、

一蔵入浦人己下之人つかい、津出し、万の

さ(作法)ほうをも付立候て出し候ハ、校量候て可

申聞候、何も近々可申候、謹言、

十一月十八日 □ 御判

(益田園政)
八兵衛殿

状令披見候、

一南表知行所之分目、先日具申聞候、とい

田などハ今年とて免を遣し候知行

にてハ無之候、檢地ことの外にて、

一南前畠方之儀、銀なしニとりくつ申候ハ、
(理屈)

(4)

夏方之分にハ六和利付候て請取せ尤候、

一千石夫銀之事、是又相定たる事分別

仕事にてハ無之候、

一木与・うふか之事ハ内檢仕候て、かけもなく
(宇生賣)

仕立たる所にて候間、百性ちり候ハぬやうに
(姓)

不申付候ハ、以來さゝハリニ可相成候条、可得

其意候、

一くみく人から之事、能々せんさく尤候
(柄)

来年之御ふしんニ手をつき候ハぬやうに、
(普請)

只今之仕くみ肝要候、近年河内万間ニ
(組)

相候ハぬくはりにて候つる間、不入事二人

をつかいつかれ候ハぬやうに、心持專一二候、とかく
(使)(疲)

小々之衆ハ、只今之ふりニ而ハ、つゝくましく候

間、小々之衆ちり候ハぬ分別ニ相究候、

(朱書) 佐田四兵衛 法体奉斎 此時五十五
一四兵衛手前之事、知行高之者ニ心付ハ

不相成事たるへきと存候、引別ニも可相成候、

(朱書)

見性院様御位牌真光寺ニ有之由
一真光寺建立之事、役め別ふしん之者之

仕立をきへ仕かね候て、宮寺之奉加所にてても
候ましく候、何も来年ハ彼是大分御役め

銀之入事たるへく候、又石別などもあたり

可申候、大かたニ心得候ハ、役め仕ぬき候事、

相成ましく候、

一とかく万事を置候て、安小左談合候て、役め之
(安田小左衛門)

人々仕立きもいり候て、可仕立候、是ニハ少々

米銀を入候ても仕立候て、以來何役成共、無氣遣

やうに仕くみ候事、專一二候、万事をさし

置候て、此儀から可申付候、地下にて公儀役之

外二人をつかい候て、つからかし候事、はたと

やめ候て可然候、河内などハ其段一円校量

候ハて、老万石及もち候我々申付候とかた

をならへ候やうに、物こと仕候つるゆへ、下々

つかれはてたる事候、今より後ハ仕度

(4)

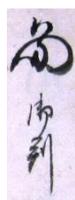
事をこらへ候て、役めをつゝけ候、分別に

きハマり候事候、能々此条修理ニも申
(益田就國)

聞候て可然候、謹言、

十月十四日 御判
(益田元祥)

八兵衛殿
(益田就國)



○ (安田小左衛門)

江崎より如此書物を上ケ候、其二付、安小左

所へ申遣候、早々可遣候、其方披見候て、其方

よりも状をそへ可遣候、口上もきかせ候、無正体

仕合と聞え候、不及是非候、先度番組たい

所調方など之人付まで仕遣候、其上ならぬ

事を申と可存とおもひ候て、我々隠居之

たい所其外役者配之注文までそへ遣候所

一円我々さし函のことくハ不申付、多人数を

あつめ無正体仕合之由候、近々すさへこし

候条、極月正月之さん用我々直二聞可申候

多分安小左も物かつき候かと聞え候、

(44)

先日之ほと申聞候からハ本しやうにてハ

有之間敷候、其方などへは其聞無之候哉

聞え候ハぬ事ハ有之ましく候、其沙汰

不仕事、其方もつれ物つきかと存、不及

是非候、修理ハ大若子にてうつけきり

候て、きつきの千家・北嶋か子のやうなる

体二、あらこもともしき候て、あらいた

みの上に居候、仕合彼はいたし事にてハ

無之候、ちからかあい候ハす候、かしく、

益田固政
八兵衛

益田元桂
御判

○



〔59〕(朱書) 増野十左衛門様教、宗の弟、
益田紹因(元) 十左衛門尉事、于今津和野傍二罷居之由候、
様書状、
彼者事召もとし候ハて不相叶者之

(朱書) 儀候条、我々存旨も候之条申聞せ、度々
〔松原六左衛門近、固政兄〕(朱書) 寛永十五年か
六左衛門尉可差遣候へ共、右衛門就祝言之儀
調さま彼是彼者從始中使仕候之故、

(45) 此節不相成候、左候内十左事気短二所ヲも

替候へハ、残多儀候之条、其方事我等使

雇候て差遣候之間、一夜帰二罷越候様二と

存候、然者今日爰元來儀候者、我々存候通

可申渡候、隼人所よりも老人可相添之由申候、

委細此者任口上候、恐々謹言、

十二月三日 紹因 御判

(益田固政)
一郎右衛門殿

参

○

〔60〕
益田就言書状

一書申入候、此中久々被相煩之由、無心元

存候、乍時分殊外之温気候間、涯分保養

肝要候、定而緩有間敷候間、頓而可為

本復と存候、尚吉左右談入候、慶事

重置可申承候、恐々謹言、

(朱書) 〔明曆二年〕 越中 就言公 (朱書)
六月二日 益田固政 御判
益市郎右衛門殿

○



益田図書(就書)より

益田市郎右衛門美辰代 初五郎兵衛(46)

【61】
萩藩加判衆奉書

一筆申入候、去廿二日乗福寺炎焼仕候節、
大風二而御立山火移、(周防国吉敷郡)水上・周慶寺之様二

山焼通候付、御手前領分二居候家来之

者共、多人数彼地罷出情を入火消候通、

兼道喜兵衛より注進申越二付、承届先日

松村作左衛門を以藪権兵衛所へ申入候得共、

此節喜兵衛出萩二而様子具二令承知候、

④

罷出候者共苦勞仕候通、弥可被申聞候

恐々謹言、

(朱書)

「寛文九酉」(一六六九年)

三月廿九日

益田盤(益田盤)中 御判

天野毛利就頼

毛隠岐 御判

右田毛利就信

毛内匠 御判

益田孫左衛門殿(就書)

留守居

○

益田市郎右衛門真政代 初五郎兵衛

(一七〇〇年)

元禄十三辰九月廿八日

【62】
青雲院様山口御
越之節献上記録
所御控之写

青雲院様山口御越之節献上、記録所御控之写、

(毛利吉克)

一鮎 一籠

一松茸 一籠

右図書儀、寄組一門之献上物未指上候へ共、彼者

知行所近所二付、献上仕度由願候二付、今日

④

真政

益田五郎兵衛を以献上之披露相成、(広直)国司与三兵衛より

奉書を以申達候事、

使者

真政

益田五郎兵衛

(益田就高)

右一門家老第一図書家柄と申、殊分限

通之儀故、旁

御目見御式台前三而被仰付候事、

一追寄組一門之献上物肴一 種宛催相

飛脚にて被献候事、

○

益田五郎兵衛高友代

【63】

覚(高拾式石遣)
立候事

覚

(益田高友)
五郎兵衛

益田真政

右市郎右衛門養子二申付候得共、何は相等之

儀三者、召仕可申候、依之高拾式石今暮より

部屋住間、遣立候事、

子ノ正月廿日

(朱書) 「宝永五」(一七〇八年)

○

【64】
御意書

(朱書) 「宝永五一月十四日」

(益田高友)
五郎兵衛

右村田貞右衛門後役申付候、近年気色相

睨と無之候得共、去年以来休息保養も

仕り候間、可令所勤候、貞右衛門事、不仕合

申伝も無之候へとも、当春迄(益田真政)市郎右衛門相勤

たる儀候間、前々之儀者彼方へ聞合候ても

可相務候、偕又役所之儀ハ大かた勘場にて

相調可然候事、

○

覚

【65】
覚(近年之役儀
差替休息申附候
事)

(益田真政)
市郎右衛門

右近年之役儀、達而断申出ニ付而、差替

休息申附、後役村田貞右衛門(江)申付候間、

引渡可申候、然者数年心遣対シ米五俵

遣之候事、

子ノ正月廿日

(朱書) 宝永五(二七〇八年)

(90)

○

【66】
益田就高判物

御方事、近年病身ニ付隠居申度之由

聞届、任願出、本知行高八拾石五郎兵衛へ(益田高友)

継続申付候、御方身分為隠居領高

拾五石令扶助畢、全可令收納之状

如件、

(七〇年)
宝永七寅ノ

七月五日

(益田真政)
就高 御印判

(益田真政)
市郎右衛門殿

○

【67】
益田就高一字
書出

高

(二七〇九年)
宝永六丑年正月十二日 御判

(益田就高)
益田五郎兵衛殿

○

【68】
益田就高判物

(益田真政)
市郎右衛門事、近年病身ニ付隠居申度之由

聞届、任願出隠居申付、本知行高八拾石

無相違御方へ令宛行畢、全可令收納

状如件、

(朱書) 宝永七寅ノ(二七〇年)

七月五日 就高 御印判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○

【69】
益田就高書状

一筆申入候、御方当役之儀、弥以心遣肝要

之事候、然者向後加判之者老人差添申

儀候、依之此度安富五郎右衛門可令加判

之通申付候間、諸事談合令一和可有

所勤候、為其申達候、謹言、

(朱書) 正徳元卯(二七一一年)
三月十六日 就高 御判

○

覚

【70】
覚(秋・在郷共
ニ用事之節ハ
可致相談候事)

(益田真政)
五郎兵衛

(朱書) 正徳二己五月(二七二三年)
右 数年在郷方相勤、近年者加判申付候へ共

差替後役安富五郎右衛門へ申付候、自分儀者
萩・在郷共二用事之節ハ出相、存寄をも
申、諸事可致相談候、左候而折々萩へも

罷出、萩・在郷をかけ候て可相勤候、所帯方
之儀五郎右衛門へ本々根知ニ申附候間、左様
相心得万端可有相談候事、

○

【71】
益田就高書状
一筆申入候、弘中彦兵衛役儀之断申出
無抛様子無余儀候二付而、差替後役安富

五郎右衛門へ申付候、然者加判之儀御方へ申付候
間、令所勤諸事五郎右衛門可被申談候、委細

横山平左衛門・品川太郎左衛門より可申越候、謹言、

(朱書) 正徳四年十一月
十二月五日、就高御判

(益田眞友)
五郎兵衛殿

○

【72】
益田就高書状
御方事、近年加判役所勤之儀、病身

付而断之趣承知、無余儀候、依之役儀

差替、後役横山平左衛門へ申付候間、心静

気色可有保養候、自然地下向其外相替

儀も有之節者可令相談候、為其申入候、謹言、

(83)

(一七一六年)
(朱書) 享保元申

十二月十一日、就高御判

【73】
覚市郎右衛門隱
居知行之儀家之
格式ニ存間敷候
事

(益田眞友)
五郎兵衛殿

○

覚

(益田眞政)
市郎右衛門隱居知行之儀、二男三男も有之、

願をも申出ニおゐてハ、其者器量又ハ願之依品

二男三男間へ相続申付候様ニも可有之候、必次男

三男へ立遣申定式にても無之、其節之依時宜、

遂吟味遣事候処ニ、左様之程も無之、おのつから

一世切ニ相極たる知行ニ候、然所御方本知物足

不申、外へ之聞も働悪敷ニ付、何とそ百石ニ足

申度、兼々内存候得共、時節悪敷不任心底

打過候、依之市郎右衛門隱居知行本知へ引加

可遣候、然ハ高九拾五石ニ候得共、残五石之所被

にして表向百石ニなし遣候、不依何事石当にて

令沙汰候、内証事之儀ハ現石ニ志し申儀候、

(84)

偕又市郎右衛門一世之儀ハ、右之隱居知行従本家

分知仕沙汰ニ候条、左様可相心得候、向後此格全

例ニ不相成、此度ハ前二記通之内存ニ付、前後

格別之沙汰を以右之分ニ候間、此段下ニも能々

相心得、家之格式ニ存間敷候事、

(一七一七年)
(朱書) 就高公一
享保二酉十一月十一日、御印判

(益田眞友)
五郎兵衛殿

(益田眞政)
市郎右衛門殿

【74】
御意書

〔朱書〕「依是元言八御代」

〔益田高友〕
五郎兵衛

〔朱書〕「享保八卯一月」(一七三三年)

御方事萩当役申付候条、安富五郎右衛門
被申談、各番にして萩相詰可令所勤候、且又
非番之節ハ在郷加判役所勤可仕候、今度
之儀ハ別而所帶逼迫旁付、各別之存寄も
有之儀付、御方江相頼事候条、何篇申談
為能様可有所勤候事、

【75】
御意書

〔朱書〕「享保九辰十月」(一七四四年)

御方事、只今迄之役儀、断之趣具二聞届候、
然共唯今左様ニも相成苦敷候、併達而相断
も無余儀存、玄蕃殿江も令相談候之所
我等所存之通被存候、此段ハ幾よりも令
抑留候条、今少苦勞ながら相勤可給候、
為其此者を以申合候、委曲書中を以

申入候、以上、

【76】
益田元言書状

一筆申遣候、御方役儀、以書付相断候通、委曲
聞届無余儀事候、然共差代候様ニ難
相成候、畢竟唯今之役儀、安富五郎右衛門向
役之心持にてハ無之候、我等数年之部屋住

不案内故、後見役申付、当役之儀ハ兼役ニ

相頼事候、左候時ハ御方老人詰貫ニ相勤

候様ニも難相成可有之と存、五郎右衛門へ申付候、

去春以来ハ諸事無遠慮心遣候之故、

家来中其外之折相能有之、此段不令

忘却候、然所此度申出無余儀候得共、今少

心遣給候様ニと存事候、右之段玄蕃殿へも

令惣談候所ニ、我等家督間近諸事折合

不申廉も可有之候間、兎角抑留申候様ニと

被申候、唯今相務候段、全後代々之格ニ不

相成候間、乍苦勞後見役併当役兼役

之所、相頼事候間、左様可被相心得候、為右

申入候、謹言、

〔朱書〕「享保九辰」(一七四四年)
十月二日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

○ 覚

【77】
覚(引續致、在郷加判申付候事)

〔朱書〕

「享保十巳」(一七三五年)

〔益田高友〕
五郎兵衛

右御方事、只今迄之役儀、段々断ニ付指替

後役荒川利兵衛江申付候条、勤方之筋

申伝入替り可申候、代替り肝要之時節

堅固ニ相勤、其上数年之所勤対苦勞

少々遂吟味遣度候へ共、内証向存候通故、
不任心底候、世倅吉之助儀、先々心持も
有之候間、左様相心得可申候、御方事、乍
大儀引続萩・在郷加判申付候間、二番之
考を以所勤可有之候、何篇存寄候廉
於有之者、少も無遠慮申談諸事為能
様ニ可有所勤候事、

〔78〕
益田元言書状

一筆申入候、御方事、近年別更令苦勞引
続太儀之事候得共、品川太郎左衛門病身
之由にて、度々役儀断申出就無余儀差替
御方只今之役儀指替在郷当役申付候条、
荒川利兵衛・安富五郎右衛門被申談、諸事為
能様可令所勤候、委細湊茂右衛門口上二申
合候、猶又安富五郎右衛門より可申越候、謹言、

〔80〕
〔朱書〕享保十一年（一七二六年）

七月十九日 元言 御判

○ 益田高彦
五郎兵衛殿

〔79〕
益田元言書状

〔朱書〕同十二未（一七二七年）
一筆申入候、横山平左衛門・品川太郎左衛門へ萩
問田加判役各番申附候間、申談可有所勤候、
謹言、

閏正月十六日 元言 御判

〔益田高彦〕
五郎兵衛殿

〔80〕
益田元言書状

〔朱書〕同十三甲（一七二八年）
一筆申入候、先月廿七日以来度々洪水ニ而
所々破損多、御方別而心遣之段、祝着之
事候、為其申入候、謹言、

六月廿八日 元言 御判

○ 益田高彦
五郎兵衛殿

〔81〕
益田元言書状

御方事、近年在郷当役所勤之処、病身二付
断之趣、承知無余儀候、依之役儀差替
後役安富五郎右衛門へ申付候間、心静気色可有
保養候、自然地下向其外相替儀も有之

〔82〕
〔朱書〕享保十三甲（一七二八年）
九月朔日 元言 御判

節者可令相談候、為其申入候、謹言、

○ 益田高彦
五郎兵衛殿

〔82〕
益田元言書状

〔朱書〕享保十七子（一七三三年）
一筆申入候、然者、
〔毛利宗忠〕
殿様御入国山口被成御止宿候付、御方事、為
使者差出候条、可有所勤候、委細年寄共より
可申越候、謹言、

〔82〕
〔朱書〕享保十七子（一七三三年）
五月廿八日 元言 御判

五月廿八日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

〔83〕
益田元言書状

一筆申入候、弥可為無異令遠索候、然著
御方事、〔周防国吉敷郡〕長野村之儀二付、先頃已来、段々心遣
地下聞合之趣、旁度々之紙面委曲承知
令祝着候、乍此上随分被人情被給程能
物成候様、心遣給候ハ、可為本望、為其申
入候、謹言、

〔同左〕

〔朱書〕「享保十八丑」(一七三三年)

九月二日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

○

〔84〕
益田元言書状

一筆申入候、先頃嘉代榎婚礼調候二付
御方事、一卷都合別、心遣之段承知

令祝着候、為其申遣候、謹言、
〔朱書〕「享保十九寅」(一七三四年)

正月十五日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

○

〔同左〕

(半丁分空白)

〔同左〕

〔85〕
益田元言書状

一筆申入候、留守家内無異之由、段々到来令
承知太慶申事候、御方事、無別条所勤之通

可然候、然著此度横山平左衛門役儀相断候二付而
采女式部令相談差替兼而申談置候、上田

武右衛門本役二申付、御方事、諸事武右衛門申談
本役同前二心遣候様二と申聞候通、兩人より申

越令承知候、諸事無遠慮申談留守しまり

旁宜様随分可有心遣候、為右申入候、謹言、

〔朱書〕「享保十八丑」(一七三三年)
十一月廿五日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

○

〔同左〕

〔86〕
覚〔高百石、向
後之格式ニ相
成儀にてハ無
之候事〕

高百石

内九拾五石現石

残五石被石

但、御方事、先代以来数十年相勤猶又

去々夏已来留守間万端堅固所勤

之通、宮内式部より委細聞届令大悦候

依之右被石五石之所当暮より浮米

〔同左〕

を以勘渡申付候事、

二口合

高百石

但、浮米下地にて現石勘渡之事

右先代已来之趣も有之、御方勤方对旁

右之通申付候、全以向後之格式二相成儀にてハ
無之候、為後年書附遣置候、以来家之格式

存間敷段子孫可申伝候、仍而如件

(一七三五年)
享保二十卯六月廿一日 御印判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○ 覚

(益田高友)
五郎兵衛殿

今度我等事、引続来江戸御留守居役

被仰付被召登候、御方事、供召連当役

申付候条、場所之儀殊々様

御心入にて引続御役被仰掛候へハ、別而大切之

番手二候条、内外諸事可有心遣候、尤内々

病身之廉有之由にて断之品をも聞届候、

依之豊田与三兵衛添役加判申付候条申合

気分保養候て何分為能様二心遣、於

所勤者可為本望候事、

(享保廿一)
卯)

○ 六月十八日

一筆申入候、我等事、不存寄為来御留守居

武江可被指登之旨被仰渡候、依之

御方事、為加判役供申付度、浅原七郎左衛門より

再忘聞合申付候所、病身難叶由二候、

因茲御方為代役同姓市郎右衛門事、右之

役儀二而供申付候条可得其意候、委曲

年寄共より可申越候、謹言、

(朱書)
「寛保一戊江戸前年」(一七四一年)
十一月六日 元言 御判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○

一筆申入候、留守無異之由追々到来令

承知太慶之至候、御方事、気分過半

快之由可然候、然著此度留守何角就用事

未気分相も睨々無之内、節々出萩

心遣之段別而令祝着候、随分気分

不損候様被厭候事肝要之事情、為其

申入候、謹言、

(朱書)
「寛保一戊」(一七四一年)
十一月十四日 元言 御判

(益田高友)
兼言 御判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○

一筆申入候、安富九郎兵衛永役之儀、度々断申

出、無余儀聞届、如願此度差代候、御方事、

只今迄之役儀差替問田当役申附候、

近年病身別而苦勞之事情へ共、心持有之

申付候事候間、気分取繕加判申談

諸事為能様可有所勤候、尤病身無扱

(65)

(益田言政)

難叶節ハ、嫡子市郎右衛門申談遂其節可然候、依之市郎右衛門へも其段申遣候間、勝手次第指向諸用可申談候、随分気分令保養

於所勤ハ可為本望候、為其申入候、猶年寄

共より可申越候、謹言

(朱書)

「延享元子」(一七四四年)

八月十日 元言 御判

兼言 御判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○

【91】
益田元言・兼言
連署書状

一筆申入候、御方事病身二付、役儀断之趣、委細聞届無余儀事候、併当年大變

別而肝要之時節、只今指代候様難相成

令抑留候、数年之病身無扱儀二而ハ候得共、

兼而如申聞、嫡子市郎右衛門事、猶又申談

遂其節儀候間、何分助合気分保養候而、

相勤可給候、為其申入候、猶又年寄共より

可申聞候、謹言

(66)

(朱書)「延享二丑」(一七四五年)

八月九日 元言 御判

広言 御判

(益田高友)
五郎兵衛殿

【92】
益田元言・広言
連署書状

一筆申入候、御方事病身二付、役儀難勤又々断之趣、委細聞届無余儀事候、乍尔

去年之大變以後地方別而肝要之時節、只今

差替候様難相成、令抑留候、数年之病身

無扱儀にてハ候得共、兼而如申聞、嫡子市郎右衛門

事、猶又申談大概代役二而、何分助合気分

保養候而、乍苦勞相勤可給候、為其申入候、

猶年寄共より可申聞候、謹言

(朱書)

「延享二寅」(一七四六年)

三月六日 元言 御判

広言 御判

(益田高友)
五郎兵衛殿

○

【93】
益田元言・広言
連署書状

一筆申入候、御方事病身二付、度々役儀

断之趣承知無余儀、当役引請之所、差代

同名市郎右衛門へ申付候、病身殊時節柄、旁

近年令苦勞候二付、休息をも申付度候得共、

巧者之儀、旁一向二差代候様ニも難相成、御方

代勤之心二而、市郎右衛門へ申付候、依之後見定

加判申付候間、被申談為能様可有所勤候

諸事引請市郎右衛門、譲与之儀候得共、

引続乍苦勞、随分気色保養候而、相勤

可給候、委曲斎藤忠右衛門へ申合、猶又年寄

共より可申越候、謹言、
〔朱書〕〔延享四卯〕(一七四七年)
七月廿日 元言 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

〔94〕
益田元方・広高
連署書状

一筆申入候、御方事、問田定加判役之儀
老体病身ニ付断之趣、無余儀聞届候
依之願之通差免候条、氣分保養候て、
順番加判之儀ハ半間中申談可有

所勤候、此段当役中より可申越候、謹言、
〔朱書〕〔寛延元辰〕(一七四八年)
七月六日 元方 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

〔95〕
益田元方・広高
連署書状

一筆申入候、御方事、年齢及七十歳、隠居
断之趣承届候、近年病身之筋も候故、無
余儀候得共、老体巧者之事故、此度隠居
之儀令抑留候、心静ニ氣分保養候而、市郎右衛門
役儀後見相勤可給候、委曲年寄より可申越候、謹言、
〔寛延二年〕(一七五〇年九)
五月十日 元方 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

〔96〕
益田元方・広高
連署安堵状

御方事、及七十歳、近年隠居申度之通
聞届、如願知行高百石市郎右衛門〔益田言政〕江継続
申付候、且身分隠居料をも立遣度候へ共、
時節柄就旁不任思慮候、委当役中より
申入候通、可有承知候、仍如件、
〔一七五〇年〕
寛延二年午十二月廿三日 元方 御判

〔益田高友〕
五郎兵衛殿

右之外 〔益田〕〔益田〕
就高公・元言公、御書・御書付等
数通雖有之、或無題目、或御密用
之分者除之、
〔一七四五卷〕
延享二乙丑九月高友六十六歳自書之、
〔一七五〇年〕〔益田〕
永正七年庚午宗兼公御一行ヨリ至今、年
二百三拾六年也、